

石垣市長選挙及び石垣市議会議員補欠選挙

投票日 令和4年2月27日(日)

投票時間 午前7時～午後8時(※一部投票所は午後7時まで)



投票要件

日本国籍を有し、令和3年11月19日までに転入届出をした方で、引き続き市内に住所を有し、平成16年2月28日以前に生まれた方。

投票入場券

投票日は、投票所に投票入場券を持参してください。入場券を紛失した場合でも投票できますので、本人確認のできる運転免許証等の証を持って投票所にお越しください。

期日前投票

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭等の用務で投票所に行けない方、負傷、出産、身体の障がい等で歩行が困難な方、天災又は悪天候により投票所に到達することが困難な方は期日前投票ができます。

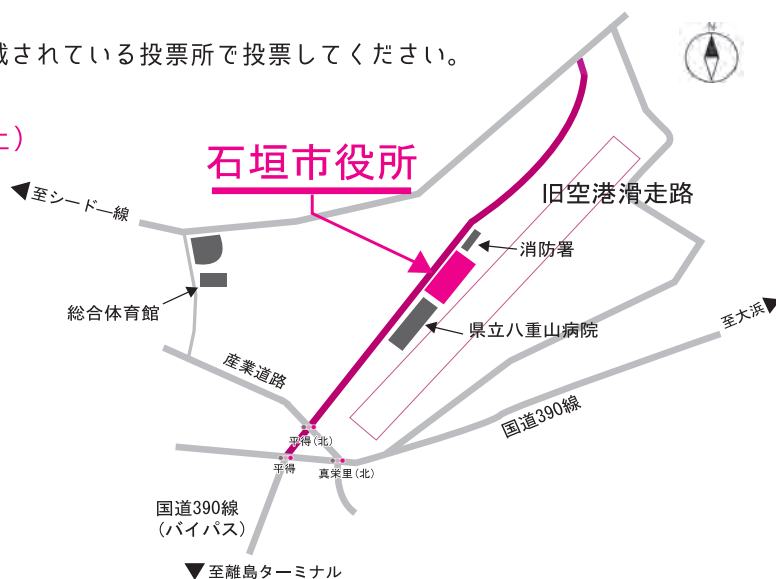
※投票入場券裏面の「期日前投票 宣誓書」を事前に記入し、必ず本人が署名してください。(代理投票を希望される方は、係員が補助(代筆)します。)

※市内で転居された方は、投票入場券(はがき)に記載されている投票所で投票してください。

期間 令和4年2月21日(月)～2月26日(土)

時間 午前8時30分～午後8時

場所 石垣市役所1階コミュニティルーム
(字真栄里672番地)



不在者投票

○仕事や旅行などで市外に滞在している方は、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。あらかじめ石垣市選挙管理委員会に「不在者投票請求書宣誓書」を送付してください。(不在者投票請求と滞在地の選挙管理委員会での不在者投票後の不在者投票用紙の郵送期間を考慮して早めに手続きをしてください。)

○都道府県選挙管理委員が指定した病院や老人ホーム等に入院(入所)中の方はその病院等の管理者に申し出て不在者投票をすることができます。

○身体障害者手帳または戦病者手帳を持っている方で、法令で定める重度の障がいのある方や介護保険法上の要介護5の認定を受けている方は郵便等により自宅などで投票する「郵便等による不在者投票」ができます。なお、この投票をするためには「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので郵便等投票証明書の交付の申請をしてください。

○投票用紙等の請求は、石垣市選挙管理委員会に選挙の投票日4日前(2月23日(水))までに請求する必要がありますので、早めに請求してください。なお、請求は公示日前から行うことができます。

※「不在者投票請求書宣誓書」及び郵便等による「請求書」は必ず本人が署名してください。